

認知症の人との共生社会を実現するために

2024 年 1 月に、認知症の人が安心して暮らせるための国や自治体の責務などを定めた、共生社会の実現を推進するための法律「**認知症基本法**」が施行されました。

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

認知症になっても住み慣れた我が家で自分らしく安心して暮らしていくためには、「認知症は誰にもなる可能性がある」ので、認知症を他人事ではなく自分事として考えていくことが大切です。



認知症について正しく理解し、本人の尊厳を尊重しましょう

たとえば、「ご飯を食べていない」という認知症の方への接し方として、「さっき食べたでしょ」と否定してしまうことがあります。食べたことは事実であっても、認知症の方には、食べていないことが事実に感じています。それを「食べた」と否定されても納得できませんし、否定されると傷つくものです。認知症の方の尊厳を否定してしまうとそこで行き止まり、次の行動も取れなくなってしまう可能性があります。本人の言動が事実と異なっても、そのまま受け止めたり受け流したりすることも、時には必要です。



上手に関わるためには、「納得できる方向に導いていくためにはどうすればよいか？」ということを常に考えて接していくことが必要です。認知症に対する理解や支援を深め、地域で支え合うことで、認知症の方や家族にやさしいまちを目指しましょう。

認知症の相談窓口～宇陀市医療介護あんしんセンター(地域包括支援センター)

- 認知症の方やご家族が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、様々な相談・支援を行っています。

介護保険・認知症・認知症予防・権利擁護(成年後見・消費者被害など)

- 認知症の相談を受け、サポート医とともにチームで早期に対応します。

認知症初期集中支援チーム



☎0745-85-2500